2019年4月11日

国際ロータリー第2790地区

ロータリークラブ会長・幹事　各位

2019-20年度ガバナー補佐予定者

ガバナー　　　　　橋岡　久太郎

ガバナーエレクト　諸岡　靖彦

ガバナーノミニー　漆原　摂子

2020-21年度ガバナー補佐の推薦について

　拝　　啓　新緑の候　皆様におかれましては　益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はロータリー活動に格別のご協力を賜り　厚く御礼申し上げます。

　さて、国際ロータリーは、継続的発展、活動活性化に向けて、長期計画策定、戦略計画委員会設置等を図っていますが、同時に、ガバナーの激務を緩和し、ガバナーが地区の

長期戦略検討・遂行等にも力を入れて取組むことが出来るよう、1998年に分区代理制度を廃止してガバナーの業務を補佐するガバナー補佐制度を、また、2001年には地区にDLP（District Leadership Plan）を各々導入しました。

しかし、当地区のガバナー補佐候補者推薦にあたっては、多くのグループにおいて従前からの慣行によるクラブ輪番制、また、クラブ会長経験者の年功序列等を採用しているため、従来の分区代理的考え方、あるいはガバナー補佐に求められている機能に対応出来ないとする被推薦者が認められます（ガバナー補佐に求められる機能は別紙参照）。

斯かる現状に鑑み、地区戦略計画委員会は、ガバナー補佐候補者推薦にあたりグループ内輪番制、クラブ内会長経験者の年功序列等によるのではなく、ガバナー補佐に求められる機能、資質を備えた候補者推薦をグループに求めるようガバナーエレクト（現ガバナーノミニー）に助言しました（重要なことは、被推薦者がガバナー補佐に求められる機能・資質を備えているかであり、候補者推薦にあたってのグループ内輪番制、クラブ内会長経験者の年功序列を否定するものではありません）。

当地区では、ガバナー補佐が後継ガバナー補佐候補を推薦するシステムをとっている

ため、本年2月９日に開催された次年度ガバナー補佐予定者会議において、ガバナーノミニーより後継ガバナー補佐候補者推薦にあたっては上記を勘案するようお願いしたところ、趣旨は理解するが、地区の方針に基づく後継ガバナー補佐候補者を推薦するには各クラブの理解が必要なため、地区の考えを別途各クラブに通知するよう求められました。

斯かる事情を背景として、本文書を各クラブ会長・幹事の皆様に配信致します。皆様には、地区、そしてロータリーの発展に向け、本文書の趣旨を理解の上、ガバナー補佐候補者推薦にあたっていただくようお願いします。

尚、次年度ガバナー補佐予定者に対し、本年5月末までに2020-21年度ガバナー補佐候補者推薦を別途お願いしますが、これは、各クラブによる個別のガバナー補佐候補者推薦を排除するものではなく、最終的には、推薦された全ガバナー補佐候補者の資格を地区指名委員会で確認した上で、ガバナーエレクト（現ガバナーノミニー）がガバナー補佐予定者を選出します。

敬　　具

別　　紙

ガバナー補佐(1998年導入)と分区代理（1998年廃止）

１．　ガバナー補佐（ロータリー章典17.030.1抜粋）

　ガバナー補佐はガバナーエレクトにより任命され、指定されたクラブの

　運営に関してガバナーを補佐する責務を負う。

　ガバナー補佐には、次のような任務がある。

　a)　次期クラブ会長と会い、クラブ・リーダーシップ・プランの推進、実施、

　　　見直しを毎年行い、クラブの目標について協議する。

　　　　b)　クラブに、ロータリークラブ・セントラルの目標を入力し、達成状況を追跡

　　　　　　するよう奨励する。

　　　　c)　各クラブを定期的に訪問し、クラブの活動、リソース、機会について協議

　　　　　　する。

　　　　d)　ガバナーの公式訪問日程調整、及び計画についてクラブのリーダーを補佐し、

ガバナーの公式訪問に際して開かれる各クラブ協議会に出席する。

e)　地区の目標設定を補佐する

f)　ガバナーにクラブの進捗状況を知らせる

g)　クラブが定期的に会員情報を更新し、納入義務金を期日までに支払うよう

　　　　　　確認する。

h)　適切な地区委員会と協力してクラブレベルの研修の調整を図る

i)　DLP、CLP、及び該当する全てのRIオンラインツールおよびリソースを

　　　　　　推進する

j)　地区委員会の選考に関して次期ガバナーに助言する

k)　地区大会及び他の地区会合、及び国際会合に出席すると共に、これら会合への出席を推進する。

l)　地区の活動に参加し、すべての研修セミナーに出席する

m)　次期ガバナー補佐及び委員会委員を推薦する

n)　ガバナー補佐の資質として、クラブ及び地区レベルで卓越した業績を

　　　　　　あげていること、及び将来の地区リーダーとして有望であること

２．　分区代理（1995年手続要覧第1部管理抜粋）

　　　　　　　ガバナーの分区代理は、地区内において予め決定した分区にある３~７クラブ

　　　　　　　の管理責任者を援助するための非公式なガバナー代理である。これらの代理は、

その分区内のクラブ会長とガバナー間の連絡員で、公式の権限を持つものではない。

ガバナーは、自分が直接責任で持つべきものと考えられている職務を分区代理に

委任してはならない。以下省略。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　　上